

地域コミュニティカード・Pカード会員約款

令和6年6月
パープルタウン株式会社

第1条(会員)

会員とは、本約款を承認され、パープルタウン株式会社(以下「当社」という)が運営する地域コミュニティカード・Pカードに入会を申し込まれ、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行・使用保管)

(1)当社は会員に対し、地域コミュニティカード・Pカード(以下「Pカード」という)を発行し、貸与します。なお、Pカードの所有権は当社に帰属します。

(2)会員は、Pカードを貸与された時は、直ちにPカードの署名欄に自署し、会員自身で管理・保管するものとします。

(3)Pカードは、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用できません。

(4)会員は、Pカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

(5)会員が本条(2)(3)(4)項に違反して、またはその違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。

第3条(Pカードの紛失・盗難等と再発行)

(1)会員がPカードを紛失し、または盗難にあったときは、遅滞なく当社所定の届出書を当社あてに提出するものとします。

(2)前項に反し、何の連絡もせず他人に不正使用された場合、またはその他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3)Pカードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合(本約款の第10条及び第11条に基づき本人が確認できた場合)に限り再発行するものとします。この場合、会員は当社所定のPカード再発行手数料300円(税込)を支払うものとします。

(4)当社の都合により、Pカードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

(5)Pカードが再発行され、当社が認めた場合、当社所定の方法で確認されたPカードポイント残高は再発行されたPカードに引き継がれるものとします。

(6)会員が、Pカードの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、会員は了承するものとします。

第4条(退会並びにPカードの使用停止と返却)

(1)会員の都合によりPカードを退会するときは、当社所定の届出書をもってその旨の届出を行い、Pカードは当社が回収させていただきます。

(2)会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなくPカードの利用を停止し、または会員の資格を取り消すことができるものとします。会員は当社がPカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。

①入会時に虚偽の申告をしたとき

②1人が重複して別会員番号のPカードを所持していることが判明したとき

③本約款のいずれかに違反したとき

④その他、当社が会員として不適格と判断したとき

(3)Pカード回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。

(4)会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。

(5)会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切Pカードを利用できなくなります。

(6)前項の場合、会員であった者の遺族は、当社の指示に従いPカードを返却するものとします。

第5条(届出事項の変更)

会員は、当社に届け出た住所・氏名等に変更があった場合には、遅滞なく所定の届出書により当社に通知するものとします。

第6条(付帯サービス等)

(1)会員は、当社が提供する付帯サービス及び特典(以下「Pカードサービス」という)を所定の方法により利用することができるものとします。Pカードサービス及びその内容については、会員に対し通知または告知するものとします。

(2)会員は、付帯サービスの利用等に関する約款等がある場合には、それに従うものとします。

(3)会員は、当社が必要と認めた場合には、会員への予告または通知なしに変更もしくは中止される場合があることを予め承諾するものとします。

(4)会員は、本約款4条(2)項の各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの一部または全部が利用できなくなることを予め承諾するものとします。

第7条(約款の変更)

(1)本約款が改定され、当社から会員に対しその内容を通知もしくは告知した後にPカードサービスを利用した場合は、当該変更内容を承諾したものとみなします。

(2)前項の告知がなされた後、会員が退会することなく10日を経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第8条(反社会的勢力等の排除)

(1)Pカードサービス申込者(以下「申込者」という。また、本条においては申込者が会員になった場合を含む。)は、申込者が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ①暴力団員(暴力団の構成員)及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ②暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
- ③総会屋等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不正行為を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者
- ④社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標榜して不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、住民生活の安全に脅威を与える者
- ⑤特殊知能的暴力集団等(前各号に掲げるもの以外の暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
- ⑥前各号に掲げる者(以下「暴力団員等」という)の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)
- ⑦その他前各号に準ずる者

(2)申込者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(3)当社は、申込者が前2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、申込者に対して、該当事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込者はこれに応じるものとします。

(4)当社は、申込者が本条(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるPカードの入会申込を拒絶、または本約款に基づくサービスの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、サービスの利用を行うことができないものとします。

(5)申込者が本条(1)項若しくは(2)項のいずれかに該当した場合、または本条(1)項若しくは(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、本条(3)項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との会員契約を継続することが不適切であると当社が認める時には、当社は、直ちに会員契約を解除できるものとします。

(6)前項の規定の適用により、当社に損害、損失または費用(以下「損害等」という)が生じた場合は、申込者はこれを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、申込者に損害等が生じた場合も、申込者は、当該損害金等について当社に請求しないものとします。

第9条(消費税)

本約款に係る諸手数料・サービス料その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第 10 条(個人情報の収集・保有・利用・提供及び登録に関する同意)

会員は、個人情報(会員の属性等の情報及び P カード利用時の利用情報)の収集・保有・利用・提供及び登録に関し、以下の内容に同意するものとします。

(1)当社が下記のため、個人の情報を収集し利用すること。

①現在ポイントや電子マネー照会等、会員本人からの問い合わせに対する回答

②Pカード紛失時の再発行処理

但し、Pカード紛失時の再発行及び停止等の処理は、申込時に漏れなく正しい個人情報を記入されていない場合及び当社に届け出た住所・氏名等に変更があった際に、遅滞なく所定の届出書により当社に通知がなかった場合は、再発行処理及び停止処理に応じることができないこともあります。

③アンケートや当社加盟事業所からのお知らせ、サービスのご案内

④商品品揃えや販売戦略立案のための購買分析

(2)当社及び当社と個人情報の提供に関する契約を締結した加盟店・関連企業が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝印刷物の送付等の案内をすること。

第 11 条(個人情報の開示、訂正、削除について)

会員は、当社に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。開示請求により、万が一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員は、当該情報の訂正または削除請求ができます。

第 12 条(Pカード及びPカードサービスの終了)

(1)当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、Pカード及びPカードサービスを全面的に終了することができるものとします。

①社会情勢の変化

②法令の改廃

③その他当社のやむを得ない都合による場合

(2)前項の場合、当社は所定の方法により、Pカード及びPカードサービスを終了する旨、周知の措置を取ります。

第 13 条(制限責任)

第 20 条に定める理由及びその他の理由により、会員がPカード及びPカードサービスを利用できないことで当該会員に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。但し、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社に故意または重過失がある場合でも、当社は逸失利益については損害賠償の責任を負わないものとします。

第 14 条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便・Eメール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所・Eメールアドレスに宛てて通知をすれば足るものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなすものとします。

第 15 条(業務委託)

当社は、本約款に基づく P カード運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 16 条(ポイントの提供)

会員には、お買い物の際、特典としてポイントを提供します。具体的なポイントは、各加盟店の掲示物等をご覧ください。お買い物の際、精算前にこの P カードをご提示ください(精算後のポイント提供はいたしません)。

但し、税金・商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・煙草・宅配便代の代金の支払いに対してはポイントを提供はできません。

ポイント付与率や対象商品・P カードサービス・付与日等の付与方法は加盟店・関連企業により異なる場合があります。

ポイント付与率や対象商品・P カードサービス・付与日等の付与方法は当社または加盟店の都合により変更する場合があります。

第 17 条(ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、進呈年度を含め 3 年度間となります。有効期限は年度管理(4 月 1 日～翌 3 月 31 日)となります。有効期限が切れたポイントは無効となります。

年度最終日の翌日に、有効期限切れとなったポイントのみ現在ポイント残高より減算します。

ポイント有効期限及び有効ポイント数は、各店舗の端末・ポイントサービス利用時のレシートまたは、専用アプリで確認できるものとします。

第 18 条(ポイントの利用方法)

(1)会員は、ポイントの有効期限内に、1 ポイント当り 1 円として加盟店などで利用することができます。

(2)ポイントと現金及び商品券との交換はできません。

(3)ポイントを使用しての代金の支払いに対しても、ポイントは提供いたしません。

第 19 条(返品時のポイント)

会員が返品を希望し、加盟店が返品に応じる場合、レシート等と P カードを提示し、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数を減算するものとします。

第 20 条(P カード及び P カードサービスを利用できない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において P カード及び P カードサービスを利用することができないことを予め承諾するものとします。

- (1)当社が P カードを提供するシステムの故障、停電、天災、その他の事由による使用不能の場合
- (2) P カードの破損、または加盟店の機器の故障、停電、天災地変、その他の事由による使用不能の場合
- (3)保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合
- (4)その他やむを得ない事由による場合

第 21 条(合意管轄裁判所)

会員は、本約款について紛争が生じた場合は、会員と当社の間で解決するものとします。万が一訴訟を必要とする場合は、当社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 22 条(準拠法)

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第 23 条(ご相談窓口)

P カードに関するご質問または相談は、当社の WEB サイトをご参照いただくか、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

パープルタウン株式会社
お客様相談窓口 電話 0858-26-5111
鳥取県倉吉市山根 557-1

※令和 6 年 6 月 20 日施行

Pカードプリペイドポイント（電子マネー）利用約款

令和6年6月

パープルタウン株式会社

第1条(目的)

本約款は、パープルタウン株式会社(以下、「当社」という)が発行する地域コミュニティカード・Pカード(電子マネー機能付きポイントカード)の会員に対する付帯サービスとして提供される、当社が発行する電子マネーを、本約款に従って利用することができるサービスについて定めることを目的とします。

第2条(定義)

本約款における次の用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) Pカードプリペイドポイントとは、当社が発行したPカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) Pカードプリペイドポイントサービスとは、会員が各加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下、「商品等」という)の対価の全部または一部の支払として、当社所定の方法によりチャージされたPカードプリペイドポイントを利用することで、各加盟店から商品等の購入または提供を受けることのできるサービスをいいます。
- (3) Pカードプリペイドポイント機能とは、Pカードプリペイドポイントサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4) 会員とは、当社Pカードの会員をいいます。
- (5) 加盟店とは、Pカードプリペイドポイントを利用できる事業所のことをいい、『Pカード加盟店』の掲示がある店舗です。
- (6) チャージとは、当社所定の方法によりPカードにPカードプリペイドポイントを加算することをいいます。
- (7) Pカードプリペイドポイント残高とは、会員が利用可能なPカードプリペイドポイントの量をいいます。
- (8) Pカード会員約款とは、Pカードの入会申込み時にご同意いただいた「地域コミュニティカード・Pカード会員約款」のことをいいます。

第3条(チャージ)

会員は、専用のチャージ機または、チャージ対応可能な一部の加盟店の端末等にて、Pカードプリペイドポイントをチャージする事ができます。Pカードプリペイドポイントへのチャージは1,000円単位で30,000円まで可能となっており、無償発行分を含めた累積保有金額の上限は30,000円となります。

第4条(Pカードプリペイドポイントの利用)

- (1)会員は、各加盟店でPカードプリペイドポイントを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。但し、税金・商品券その他の金券類・ハガキ・切手・印紙類・その他各加盟店が別途定める一部商品については、利用できない場合があります。
- (2)会員が、各加盟店でPカードプリペイドポイントを利用して商品などの購入または提供を受ける場合、Pカードプリペイドポイント残高から商品等購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3)会員は、各加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とPカードプリペイドポイントを併用することができるものとします。Pカードプリペイドポイント残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- (4)会員が、各加盟店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるPカードの枚数は1枚に限るものとします。
- (5)会員は、Pカードプリペイドポイントを利用した場合は、発行するレシートに印字されるPカードプリペイドポイント残高に、誤りがないかを確認するものとします。万が一誤りがある場合には、その場で加盟店または当社に申し出るものとします。
その場で申し出がなされない場合には、会員は当該Pカードプリペイドポイント残高について誤りがないことを承諾したものとします。
- (6)Pカードプリペイドポイントを利用しての代金の支払いに対しても、ポイントは提供いたしません。

第5条(Pカードプリペイドポイント残高)

- (1) Pカードプリペイドポイントの残高及び有効期限は、Pカードプリペイドポイント利用時のレシートまたは、専用アプリで確認できるものとします。
- (2) Pカードプリペイドポイントの有効期限は、チャージ年度を含め3年度間となります。有効期限は年度管理(4月1日～翌3月31日)となります。有効期限が切れたPカードプリペイドポイントは無効となり、年度最終日の翌日に、有効期限切れとなったプリペイドポイントのみ現在プリペイドポイント残高より減算し、現金の払戻しも行われなものとします。ポイント有効期限及び有効ポイント数は、各店舗の端末・ポイントサービス利用時のレシートまたは、専用アプリで確認できるものとします。
- (3)会員が、Pカードの退会または会員資格を喪失した時点で、Pカードプリペイドポイント残高はゼロとなり、原則現金の払戻しも行われなものとします。

第6条(Pカードプリペイドポイントの合算)

会員は、Pカードプリペイドポイントを他のPカードに移転することはできないものとします。

第7条(会員資格の喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員によるPカードプリペイドポイントの利用を直ちに中止させ、Pカードプリペイドポイント残高をゼロにすることができます。

- (1) PカードまたはPカードプリペイドポイントを偽造または変造若しくは改ざんした場合
- (2) PカードまたはPカードプリペイドポイントを不正に使用・利用した場合
- (3) その他、会員が本約款に違反した場合

第8条(換金等不可)

第10条の場合を除き、Pカードプリペイドポイントの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第9条(Pカード再発行時のPカードプリペイドポイント移行について)

Pカードが再発行された場合、当社によるPカードの利用停止措置が完了した時点のPカードプリペイドポイント残高が、再発行されたPカードに引き継がれるものとします。但し、会員番号がわからない場合及び本人確認ができない場合は、利用停止処理ができない場合があります。尚、再発行までにPカードプリペイドポイント残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。

第10条(Pカードプリペイドポイントの終了)

(1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、Pカードプリペイドポイントを全面的に終了することができるものとします。

- ① 社会情勢の変化
- ② 法令の改廃
- ③ その他当社のやむを得ない都合による場合

(2) 前項の場合、当社は所定の方法により、Pカードプリペイドポイントを終了する旨、また、Pカードプリペイドポイント残高の返金方法について、周知の措置を取ります。尚、当社の定めた返金期間を過ぎた場合、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとします。

(3) Pカードの番号が判明しない場合、またはPカードプリペイドポイント未使用残高が判明しない場合には、当社は返金の義務を負わないものとします。

第 11 条(利用者保護を図るための情報提供の記載)

(1)資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨：

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられています。

(2)資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律 31 条の規定に基づき、予め保全された発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

(3)当社発行の前払式支払手段の未使用残高は 1000 万円を超えていないため、資金決済法に基づく供託義務は発生していません。但し、未使用残高が 1000 万円を超えた場合には、当社は利用者資金の保全のために、発行保証金保全契約を山陰合同銀行と結びます。

(4)無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針：

紛失、盗難等を申し出てから利用停止措置が完了する前に第三者により、利用された場合またはその他、何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

※令和 6 年 6 月 20 日施行

プライバシーポリシー

私たちは、個人を識別することのできる情報(以下「個人情報」という)を保護することの重要性を深く認識し、個人情報を適切に取り扱うことが私たちの社会的責務であると考え、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めることを宣言します。

1. 法令等の遵守

私たちは、個人情報を取り扱う業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令・ガイドライン・社内規定等を遵守します。

2. 個人情報の取得

私たちは、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

また、関連法令で認められる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得しません。

3. 個人情報の利用

1) 私たちは、個人情報をあらかじめ公表した利用目的、または取得の際に示した利用目的の範囲内、かつ業務の遂行に必要な限りにおいて利用します。

2) 私たちは、個人データを第三者との間で共同利用し、または個人データの取り扱いを第三者に委託する場合には、これら第三者につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。

4. 個人情報の第三者提供

私たちは、法令に定める場合を除き、事前に本人(個人情報によって識別される特定の個人)の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

5. 個人情報の安全管理措置

1) 私たちは、個人データの正確性・最新性を保ち、不要となった個人データを遅滞なく消去するよう努めるとともに、個人データに対する日常の安全管理を徹底します。

2) 私たちは、個人データの紛失、破壊、改ざん、及び漏洩ならびに個人データへの不正アクセス及びコンピュータ・ウイルスの侵入等を防止するため、適正な予防策を実施します。万が一これらについて何らかの問題が生じた場合には、速やかに是正措置を講じます。

3) 私たちは、個人データを持ち出し、外部へ送信する等により漏洩させません。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

私たちは、本人が自己の保有個人データについて、開示・訂正・利用停止・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、適切かつ速やかな対応に努めます。

7. 組織・体制

- 1) 私たちは、個人情報を適切に管理することを社会的使命と認識し、部門毎に個人情報の取り扱いに関する管理者を任命して、個人情報の適正な管理を実施します。
- 2) 私たちは、役員、社員、パート社員、契約社員等業務に従事する全ての関係者に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。

8. 個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム

私たちは、この方針を実行するため、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラム（本方針、個人情報保護規程及びその他の規程、規則を含む）を制定し、これを当社の従業員その他の関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的な見直しと改善を通じて個人情報の適切な管理に努めます。

9. お問い合わせ

当社の個人情報の取扱いに関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

お問い合わせの際には、その内容に応じて、先ずご本人確認手続きをさせて頂く場合がありますので、ご理解の程お願い申し上げます。

パープルタウン株式会社

お客様相談窓口 電話 0858-26-5111

鳥取県倉吉市山根 557-1